

予防接種カレンダー

	ワクチン名と種類	接種期間	標準的な接種期間と接種間隔・回数	1ヶ月	出生0日後	2ヶ月	3ヶ月	出生6日後	4ヶ月	5ヶ月	出生24日後	6ヶ月	7ヶ月	出生32日後	8ヶ月	
定期接種 (期間内原則公費負担)	ロタウイルス	1価	生後6週～24週まで	初回接種は標準的には生後2ヶ月に至った日から生後14週6日までに経口接種。27日以上の間隔をおいて 2回 。												
		5価	生後6週～32週まで	初回接種は標準的には生後2ヶ月に至った日から生後14週6日までに経口接種。27日以上の間隔をおいて 3回 。												

	ワクチン名と種類	接種期間	標準的な接種期間と接種間隔・回数	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
定期接種 (期間内原則公費負担)	Hib (インフルエンザ菌b型)	生後2ヶ月～生後60ヶ月(5歳)に至るまで	生後2ヶ月～生後7ヶ月に至るまでに 初回接種 を開始し、27日(医師が必要と認めた場合には20日)以上、標準的には27日(医師が必要と認めた場合には20日)～56日までの間隔をおいて 3回 。2回目、3回目の接種は生後12ヶ月に至るまでに行う。 追加接種 は初回接種終了後7ヶ月以上、標準的には7ヶ月～13ヶ月までの間隔をおいて 1回 。	↓	↓	↓																				
	小児の肺炎球菌	生後2ヶ月～生後60ヶ月(5歳)に至るまで	生後2ヶ月～生後7ヶ月に至るまでに 初回接種 を開始し、標準的には生後12ヶ月までに27日以上の間隔をおいて 3回 。2回目、3回目の接種は生後24ヶ月に至るまでに行う。2回目の接種が生後12ヶ月を超えた場合、3回目は行わない。 追加接種 は初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、標準的には生後12ヶ月～生後15ヶ月に至るまでの間に 1回 。	↓	↓	↓																				
	B型肝炎	生後12ヶ月に至るまで	生後2ヶ月で1回目を接種し、27日以上の間隔をおいて生後3ヶ月で2回目を接種。さらに1回目から139日以上の間隔をおいた生後7ヶ月～生後8ヶ月の間に3回目の合計 3回 。	↓	↓																					
	4種混合(DPT・IPV) 不活化ポリオ(IPV)	1期：生後2ヶ月～生後90ヶ月(7歳半)に至るまで 2期(DT)：11歳以上13歳未満	1期： 初回接種 は生後2ヶ月に達した時から生後12ヶ月に達するまでの間に20日以上、標準的には20日～56日までの間隔をおいて 3回 。 追加接種 は初回接種終了後6ヶ月以上、標準的には12ヶ月～18ヶ月までの間隔をおいて 1回 。 2期：ジフテリア、破傷風の2種混合(DT)の接種で11歳に達した時から12歳に達するまでの間に 1回 。	↓	↓	↓																				
	BCG	生後12ヶ月に至るまで	生後5ヶ月に達した時から生後8ヶ月に達するまでの間に 1回 。	↓																						
	麻疹風疹(2種)混合(MR)	1期：生後12ヶ月～生後24ヶ月に至るまで 2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間(4/1～3/31)	1期：生後12ヶ月～生後24ヶ月に至るまでの間で、できるだけ 早期に1回 。 2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間(4/1～3/31)に 1回 。																							
	水ぼうそう(水痘)	生後12ヶ月～生後36ヶ月に至るまで	初回接種 は生後12ヶ月～生後15ヶ月に至るまでの間に 1回 。 追加接種 は初回接種終了後3ヶ月以上、標準的には6ヶ月～12ヶ月までの間隔をおいて 1回 。																							
	日本脳炎	1期：生後6ヶ月～生後90ヶ月(7歳半)に至るまで 2期：9歳以上13歳未満	1期： 初回接種 は3歳に達した時から4歳に達するまでの間に6日以上、標準的には6日～28日までの間隔をおいて 2回 。 追加接種 は初回接種終了後6ヶ月以上、標準的には約1年おいて4歳に達した時から5歳に達するまでの間に 1回 。 2期：9歳に達した時から10歳に達するまでの間に 1回 。																							
任意接種 (有料)	インフルエンザ	生後6ヶ月以上	13歳未満は2～4週(4週が望ましい)の間隔で毎年 2回 。																							
	おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	1歳以上	1歳以降に 1回 。より確実に免疫をつけるには、小学校入学前の1年間に2回目の接種が すすめられる 。																							

注1)：平成19(2007)年4月2日から平成21(2009)年10月1日に生まれた人は、生後6ヶ月から90ヶ月未満又は9歳から13歳未満であれば、第1期の定期接種として受けることができます。
注2)：平成7(1995)年4月2日から平成19(2007)年4月1日に生まれ、第1期、第2期の接種を受けられなかった人は、20歳未満であれば、定期接種として受けることができます。

■ 対象年齢 ■ 標準的な接種期間
■ ※補助期間は1歳～2歳の誕生日の前日まで